

「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等について（１２月分）

（１）問い合わせ件数

平成１５年１２月１日～平成１５年１２月３１日 ６０件

（２）内訳

食品安全委員会関係	１５件
食品健康影響評価関係	１１件
食品安全基本法関係	５件
リスク管理一般関係 (うち食品表示に関するもの)	１１件 (３件)
B S E 関係	１６件
その他	２件

（３）問い合わせの多い質問等

【１】食品安全委員会関係

Q. 「遺伝子組換え食品について意見を聴く会」（平成１５年１０月２４日開催）や「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準案等に関する意見交換会」（同年１２月１９日開催）が開催されたが、開催の趣旨について教えてください。

A 食品安全委員会においては、食品健康影響評価を行う際に、関係者との相互の情報、意見の交換（リスクコミュニケーション）を行うこととしています。この評価に関するリスクコミュニケーションは、通常、評価に関する情報をホームページに掲載したり、評価案に対する意見を募集したり、食の安全ダイヤルなどを通じて、直接、疑問にお答えしたりすることによって行っていますが、特に、国民の関心が高いと考えられる案件の場合には、専門家と消費者、事業者が膝をつき合わせて議論できる意見交換会などを開催することも必要と考えています。

ご指摘の「遺伝子組換え食品についてご意見を聴く会」及び「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準案等に関する意見交換会」については、今後、食品安全委員会が、国民の関心の高い遺伝子組換え食品の安全性を審査していく際の基準について、専門調査会での基準案作成の議論に資するため、国民の間にどのような意見があるかを聴取する必要があるのではないか、また、基準案が出来上がり、国民からの意見募集をしている間に、直接意見交換を行う必要があるのではないかとの食品安全委員会の判断により、実施されたものです。

今後とも、食品安全委員会としては、国民の関心が高いと考えられる案件について評価を行う場合、このような意見交換の場を設け、よりよい評価につなげていくこととしております。

【２】食品健康影響評価関係

Q．加工食品中の添加物の安全性について教えてください。

A．添加物は、種々の試験で安全性が確認された上で指定を受けています。また、例外的に指定を受けずに使用が認められている既存添加物は、長年の食経験があるものです。いずれについても、新たに毒性を疑わせる知見等が得られた場合には、必要に応じて安全評価を行うことになります。

また、加工食品中の添加物については、国内に流通しているものは保健所、海外から輸入されたものについては検疫所で基準に合った添加物が使用されているかどうかの検査等による確認が行われています。

Q．天然由来の食品素材やそれらの加工品の安全性について教えてください。

（１２月）

A．食品として摂取できるものについては、特に事前の安全性の審査等はありません。ある食品について安全性を疑われる知見等が得られた場合には、必要に応じて安全性の評価を行い、その結果に基づき、厚生労働省において速やかに必要な措置が講じられることになります。

Q．遺伝子組換え食品の安全性について教えてください。

A．遺伝子組換え食品については、品目ごとに安全性の審査を受けることが法律（食品衛生法）で定められており、未審査の遺伝子組換え食品の国内流通は禁止されています。

現在、安全性審査が終了した遺伝子組換え食品は５５品目あり、いずれも昨年７月までに厚生労働省において、新たに導入した遺伝子によってもたらされる変化（毒性、アレルギー誘発性など）について、その安全性が確認されたものです。

食品安全委員会発足以降、遺伝子組換え食品の安全性審査は、同委員会の遺伝子組換え食品専門調査会が担当することとなっていますが、現在、国際的基準を踏まえて、安全性評価基準の作成を進めているところであり、成果が取りまとまり次第、現在食品健康評価の要請がなされている個別の遺伝子組換え食品について、安全性の確保を最優先に審査を行うこととしています。

【３】食品安全基本法関係

Q．食品安全基本法の中での消費者の位置づけはどのようなものでしょうか。

A．この法律では、食品の安全性は、行政機関、食品関連事業者など、それぞれの関係者がそれぞれの責務や役割をはたすことにより、はじめて確保されるものとの考え方に立ち、食品の安全性の確保の第一義的責任は食品関連事業者にあることを明らかにしています。

消費者にも、関係者として、食品の安全性の確保に関する知識と理解を深め、積極的に意見を表明していただくことで、食品の安全性はより高まるものと考えられており、そのため消費者が「食品の安全性の確保に積極的な役割を果たす」ことを期待されています。

Q．食品安全基本法によって、食品に関する安全性が具体的にどのように向上するのでしょうか。

A．食品安全基本法では、食品の安全性の確保についての基本理念、国、地方公共団体及び食品関連事業者の責務、消費者の役割、施策の策定に係る基本的な方針、食品安全委員会の設置等が規定されています。

食品安全委員会は、食品健康影響評価(リスク評価)を実施する機関として、厚生労働省や農林水産省等のリスク管理機関から独立して、内閣府に設置されています。リスク管理機関が食品の安全性の確保のために実施する施策は、リスク評価の結果に基づいて策定されますので、食品安全委員会が、客観的かつ中立公正な科学的評価を実施することが非常に重要です。このように、科学的な評価に基づく食品安全行政を推進することにより、食品の安全性は高まるものと考えています。

また、食品安全基本法の趣旨に沿ったかたちで同時に食品衛生法や肥料取締法等の関係法が改正されており、これらにより食品の安全性の向上を具体的に図っています。

【５】ＢＳＥ関係

Ｑ．アメリカでＢＳＥ牛が確認されましたが、米国産牛肉等に対して政府としてどのような対応をしているのですか。

Ａ．平成 15 年 12 月 24 日に米国においてＢＳＥが疑われる牛が発見されたとの情報を得て、同日より米国産牛肉の輸入を緊急停止し、同年 12 月 26 日にＢＳＥであるとの診断が確定したことから、同日より米国産牛肉等について、食品衛生法第 5 条第 2 項に基づき輸入が禁止されました。

既に輸入され、国内に流通している米国産の牛肉及び牛肉等を用いた加工品については、特定部位が混入している又はそのおそれがあるものについて回収の指示が輸入業者に対して行われることとされています。

現在、検疫所において輸入状況の調査が実施されているところですが、特定部位の混入又はそのおそれがあるものが確認され次第、順次廃棄等の措置がとられることとなっています。

詳しくは、厚生労働省、農林水産省のホームページをご覧ください。

(<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2003/12/h1226-3.html>)

(<http://www.maff.go.jp/www/press/press.html>)

食品安全委員会では、平成 15 年 12 月 25 日と平成 16 年 1 月 8 日の委員会において厚生労働省及び農林水産省から報告を受け意見交換を行っています。また、平成 15 年 12 月 29 日には、米国側から説明を聴取する等のための日米会合に関係省ともに出席しました。さらに、平成 16 年 1 月 8 日からの政府合同の調査チームの派遣に参加するなど各種情報の収集等に努めているところです。